

日 時	場 所
平成16年1月13日(火) 午前10時から	熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館1001会議室

3 受験資格

熊本県水産業改良普及員資格試験実施要項（昭和61年熊本県告示第698号。以下「要項」という。）第3条に規定する受験資格を有する者とする。

4 試験の方法

試験は、筆記試験及び口述試験とする。

(1) 筆記試験は、水産業改良普及員として必要な技術及び知識について行うものとし、次の表の左欄に掲げる区分に従い、同表の中欄に掲げる必須項目及び同表の右欄に掲げる選択項目から選択した2項目について行う。

区 分	必須科目	選 択 科 目
要項第3条第1号に掲げる者（大学卒業者等）についての試験	1 漁業経営 2 教育方法	沿岸漁業学、漁具学、漁法学、漁ろう学、魚場学、漁業資源学、水産機械学、漁獲物処理法、水産製造学、水産生物学、水産増殖学、水産土木及び水族病理学
要項第3条第2号及び第3号に掲げる者（高等学校卒業者等）についての試験	1 漁業経営、生物、物理又は化学のうちから1項目 2 教育方法	同上

(2) 口述試験は、社会常識その他水産業改良普及員として必要な能力について行う。

5 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書（要項別記第1号様式）

イ 履歴書（要項別記第2号様式）

ウ 最終学校卒業証明書又は卒業見込み証明書

エ 要項第3条第2号の規定に該当する者にあつては、それぞれの職務に従事した期間につきその事実を証明する書類（要項別記第3号様式）

オ 身体検査書

カ 写真（最近6か月以内に脱帽して正面から撮影した縦7センチメートル横6センチメートルのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を自書したもの）

キ 返信用封筒（受験志願者のあて名を明記して80円切手をはったもの）

(2) 願書受付期間

平成15年11月19日から平成15年12月9日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

なお、郵送の場合は、平成15年12月9日までの消印のあるものを有効とする。

(3) 受験手数料 無料

(4) 提出先

〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号熊本県林務水産部水産振興課

6 受験票の交付

熊本県水産業改良普及員資格試験審査委員会において資格審査を行い、適格者に対して受験票を送付する。

7 合格発表

合格者の発表は、試験実施後1か月以内に本人に合格証書を交付し、かつ、その者の受験番号を熊本県公報で公示する。

8 科目別得点の開示

本試験の科目別得点は、熊本県個人情報保護条例第22条の規定に基づき、本人の口頭による請求で開示する。

(1) 受付期間

合格発表の日から1か月間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後5時まで

(2) 開示を行う場所

熊本県林務水産部水産振興課

(3) 開示請求の方法

受験者本人が直接水産振興課で行うこと。

なお、本人確認のため県が交付した受験票等を持参すること。

9 その他

試験についての問い合わせは、熊本県林務水産部水産振興課に照会すること。

電話 096-383-1111 内戦 5695

熊本県公告第799号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営竜北地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間終了後15日以内に申し立てら